

金が不要となったため、条例を廃止する。

■施行期日 公布の日から施行

**芝山町公共下水道施設の建設
工事委託に関する協定の一部
を変更する協定の締結につい
て**

(議案第14号)

芝山町公共下水道施設の建設
工事委託に関する協定の一部を
変更する協定を締結したいの
で、議会の議決を求める。

■協定の金額

変更前

148,600,000円

変更後

138,510,000円

■協定の相手方 公益財団法人
千葉県下水道公社

指定管理者の指定について

(議案第15号)

農産物直売所の指定管理者を
指定することについて、議会の
議決を求める。

■管理を行わせる施設等

芝山町農産物直売所

■指定管理者

株式会社 風和里しばやま

■指定の期間

平成30年4月1日から平成35

年3月31日まで

指定管理者の指定について

(議案第16号)

農産物直売所の指定管理者を
指定することについて、議会の
議決を求める。

■管理を行わせる施設等

空港南側農産物直売所

■指定管理者

株式会社 風和里しばやま

■指定の期間

平成30年4月1日から平成35
年3月31日まで

**議案第22～27号(平成30年度
芝山町会計予算)については、
8～9ページに掲載していま
す。**

**芝山町教育委員会教育長の任
命につき議会の同意を求める
ことについて**

(議案第28号)

芝山町教育委員会教育長に次
の者を任命したいので、議会の
同意を求める。

■氏名 内田 誠

■任期 平成30年4月1日から
平成33年3月31日

専決処分の報告について

(報告第1号)

損害賠償の額の決定および和
解について報告する。

■概要

平成29年10月30日、町所有の
商工会アーチ看板が折損し、県
道を走行していたトラックに衝
突した。その際、事故現場付近
の駐車場に駐車していた車両に
トラックの破損した部品が接触
し、傷ができた。

■損害賠償の額

112,428円

専決処分の報告について

(報告第2号)

損害賠償の額の決定および和
解について報告する。

■概要

平成29年10月30日、町所有の
商工会アーチ看板が折損し、県
道を走行していたトラックに衝
突した。その際、事故現場付近
の駐車場に駐車していた車両に
トラックの破損した部品が接触
し、傷ができた。

■損害賠償の額

173,318円

専決処分の報告について

(報告第3号)

損害賠償の額の決定および和

解について報告する。

■概要

平成29年10月30日、町所有の
商工会アーチ看板が折損し、県
道を走行していたトラックに衝
突した。その際、事故現場付近
に設置されていた自動販売機に
破損した部品が接触し、故障し
た。

■損害賠償の額

252,613円

平成29年度芝山町各会計補正予算 (議案第17～21号) (単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計 (議案第17号)	5,532,196	202,169	5,734,365
特別会計			
国民健康保険 (議案第18号)	1,281,496	△30,999	1,250,497
公共下水道事業 (議案第19号)	389,501	△13,762	375,739
介護保険 (議案第20号)	634,620	△4,056	630,564
後期高齢者医療 (議案第21号)	88,470	△562	87,908

給食

学校給食費

4月から無料化を実施します

問 教育課 学校教育係 ☎77・1861

町では、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、少子化対策および子育てを支援することを目的として、平成30年度から給食費を無料にします。

■対象者

町内の小中学校に通う児童生徒およびその保護者が芝山町に住所を有し在住している方
 ※区域外就学により町外から通学している児童生徒は、対象となりませんのでご注意ください。



■学校給食費など

区 分		基本額	町負担額	保護者負担額
小学校	月 額	4,600円	4,600円	0円
	精算額 (一食あたり)	270円	270円	0円
中学校	月 額	5,200円	5,200円	0円
	精算額 (一食あたり)	310円	310円	0円

助成

愛・らぶ芝山結婚祝金交付事業
若い世代の結婚を祝福

問 総務課 企画政策係 ☎77・3921

芝山町内への若い世代の定住を促進し、活気あるまちづくりを進めることを目的として、結婚して芝山町に定住する夫婦に対して祝金を交付します。

■対象要件

- ・婚姻日現在において、夫婦いづれかの年齢が40歳以下であること
- ・助成金の申請日の時点で夫婦共に芝山町内に住所を有すること
- ・交付決定後、夫婦共に1年以上芝山町内に住所を有し、その後も定住の意思を有すること
- ・過去に夫婦共にこの要綱の規定による助成金の交付を受けていないこと

■町税や町に納付すべき料金などの滞納がないこと

・この要綱の施行日(4月1日)以降に婚姻をすること

■助成する金額

夫婦1組につき3万円

■申請要件

婚姻日から6カ月以内に申請書を提出してください。

■受付期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

■申請場所

総務課企画政策係

公用車にドライブレコーダー設置

問 総務課 契約管財係 ☎77-3907

役場職員の運転マナーの向上、警察への捜査協力などのため、本年2月に全ての公用車にドライブレコーダーを設置しました。

ドライブレコーダー搭載車

ドライブレコーダー搭載を示すマグネットシート

